

求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

(施策番号Ⅳ-3-1)

添付資料

求職者支援制度の概要

- 国は、主に**雇用保険を受給できない方(特定求職者)**を対象に、**求職者支援訓練を実施**しています。主に雇用保険受給者を対象とする**公共職業訓練**とともに、求職者のセーフティネットとなる**公的な職業訓練**です。
- 受講料は**無料**(テキスト代等は実費)で、要件を満たす方には**職業訓練受講給付金も支給**されます。
- ハローワークが訓練受講者ごとに**支援計画を作成**し、**訓練実施機関と連携した就職支援**を行います。

(1)対象:ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方

(2)訓練期間:3~6か月

(3)給付金:職業訓練受講給付金

(受講期間中 月10万円+交通費の支給(本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合に支給))

(4)訓練の種類

- ・基礎コース(基礎的能力を習得する訓練(職種・業種横断的な訓練))
- ・実践コース(基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練)
(実践コースの例) ・介護系(介護福祉サービス科等) ・情報系(Webクリエイター養成科等)
・医療事務系(医療・調剤事務科等) 等

(5)実施機関:民間教育訓練機関等

- ・訓練実施機関は、厚生労働大臣が認定

(具体的な認定事務は、訓練内容、就職実績等に関する要件に基づき、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施)

- ・訓練実施機関に対しては、訓練の運営費等として奨励金を支給

<基礎コース>受講者数に応じた定額制(6万円/人月)

<実践コース>訓練修了者の就職率に応じ奨励金の額に差を設け、効果的な訓練と就職支援へのインセンティブを高めている(5~7万円/人月)

(6)根拠法:求職者支援法 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)(平成23年10月施行)



平成28年度求職者支援制度の見直しについて

- 雇用情勢が改善する中、求職者は訓練受講よりも早期就職を優先。
- 一方で、非正規労働者や長期失業者等、支援対象者の利用促進が不十分。
- 育児等でキャリアを中断した女性支援や、当面の建設人材不足への対応も課題。

主な見直し内容(概要)

1. 訓練カリキュラムのあり方

○基礎コース・実践コースの考え方の見直しを踏まえた訓練カリキュラムの設定。

- ・基礎コースについて、社会人スキルの充実。実践コースから社会人スキルの要素を削除。
- ・短期間で資格取得可能なコースを設定

○連続受講(基礎コース→実践コース)を可能とする。

2. 女性の活躍促進等

○短時間訓練(訓練時間を1日4時間程度(80時間/月))の設定を可能とする。

○託児サービスを付加したコースについて、当該託児サービスの費用を奨励金に上乗せ。

3. 人手不足分野における訓練コースの設定

○建設人材育成コースにおける奨励金単価の引き上げ(6万円→10万円)。

4. 訓練実施機関の確保

○訓練機関の欠格に関わる認定基準の見直し。

5. 寄宿手当の設定

○訓練を受けるために、同居の配偶者等と別居して寄宿する場合の費用(支給単位期間あたり原則10,700円)を支給。